

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名：一般国道170号 天野山トンネル非常警報設備補修工事

本工事は、一般国道170号 天野山トンネルの損傷している非常警報設備（副制御装置）の補修を行うものである。

非常警報設備は、道路上の表示装置、制御装置及びトンネル監視警備会社と富田林土木事務所内のセンター装置でシステム構成された設備であり、汎用な機器ではなく独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェイス（情報信号の固有のやりとり）など他社に開示されない技術に基づいて設計、製作されている。

従って、本工事を実施するにあたっては、設備の機能、構造に精通していることが必要となえ、詳細な設計資料及び専門技術など特別な能力が必要である。

ミナモト通信株式会社関西支社は、当該設備を製作したコイト電気株式会社より保守業務を移管されたグループ企業であり、当該設備の機能、構造を熟知しており、本工事を適切に施工できる唯一の会社であることから同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきであるが、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積書の徴取を省略するものである。